

許認可等の内容	現状変更の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市文化財保護条例第 10 条第 1 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	教育長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>文化財という特質上、具体的な基準の設定は困難であり、個々の申請について個別に判断することになるが、次に掲げる現状変更等は許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該文化財の価値を損ない、又は損なうおそれがある現状変更等 2 当該文化財の保存及び活用等に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある現状変更等 <p style="text-align: right;">変更日 平成 23 年 11 月 30 日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例第 5 条		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>仁風閣及び宝扇庵の利用の許可は、第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 他人に危険を及ぼし、又は他人の迷惑となると認めるとき。 3 施設、設備、展示品等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいう。 5 その他仁風閣等の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1、2、3 及び 4 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て、他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は仁風閣及び宝扇庵の目的に照らして、不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 24 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 6 月 5 日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第5条		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成12年4月1日
審査基準			
<p>鳥取市歴史博物館の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときには、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、展示品等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいう。 4 その他博物館の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1、2及び3の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て、他の利用者の観覧を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鳥取市歴史博物館の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 			
変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日 変更日 令和5年6月5日			

許認可等の内容	展示物の摸写又は撮影等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第11条第1項第2号		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	3日	設定日	平成12年7月1日
審査基準			
<p>展示物の摸写及び撮影等の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定されるとき。 3 展示物を破損又は汚損するおそれのあるとき。 			
変更日 平成18年4月1日 変更日 令和5年6月5日			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第4条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、資料館で当該行為を行う必要性があり、かつ、資料館の用途、目的を妨げないと認められることについて審査し、決定する。</p> <p>具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成23年11月30日 変更日 令和3年4月1日</p>			

許認可等の内容	資料の模写又は撮影		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第4条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成23年11月30日
審査基準			
<p>資料の模写及び撮影等の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定される時。 3 資料を破損又は汚染するおそれのあるとき。 <p style="text-align: right;">変更日 令和3年4月1日</p>			

教委 4-7

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、展示館で当該行為を行う必要性があり、かつ、展示館の用途、目的を妨げないと認められることについて審査し、決定する。</p> <p>具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成20年4月1日 変更日 令和5年6月5日</p>			

教委 4-8

許認可等の内容	資料の模写又は撮影		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	3日	設定日	平成20年4月1日
<p>審査基準</p> <p>資料の模写及び撮影等の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定される時。 3 資料を破損又は汚損するおそれのあるとき。 <p style="text-align: right;">変更日 令和5年6月5日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、郷土館で当該行為を行う必要性があり、かつ、郷土館の用途、目的を妨げないと認められることについて審査し、決定する。</p> <p>具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成20年4月1日 変更日 令和5年6月5日</p>			

許認可等の内容	資料の模写又は撮影		
根拠法令及び条項	鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	3日	設定日	平成20年4月1日
<p>審査基準</p> <p>資料の模写及び撮影等の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定される時。 3 資料を破損又は汚損するおそれのあるとき。 <p style="text-align: right;">変更日 令和5年6月5日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例第5条		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>因幡万葉歴史館の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、資料等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいう。 4 その他歴史館の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1、2及び3の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鳥取市因幡万葉歴史館の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日 変更日 令和5年6月5日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 因幡万葉歴史館で当該行為を行う必要性があり、かつ因幡万葉歴史館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

許認可等の内容	資料の模写又は撮影		
根拠法令及び条項	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号		
担当課	文化財課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	3日	設定日	平成18年4月1日
審査基準 資料の模写及び撮影等の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定されるとき。 3 資料を破損又は汚損するおそれのあるとき。 変更日 令和5年6月5日			